

第2章 養護者による障害者虐待への対応

ここでは、「養護者による障害者虐待」の基本的な流れについて整理していきます。障害者虐待防止法は、「市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。」(第35条)として、市町における連携協力体制の整備を義務付けています。

1 養護者による障害者虐待の相談、通報・届出への対応

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。

ここで的確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聴き取るのではなく、直接見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聴き取りをします。

【聴き取りの内容】 P71の障害者虐待対応帳票集等参考

虐待の状況

(いつ、どこで、誰が、どのような虐待をしたのか等、具体的な内容を聴き取ります)

・虐待の種類や程度 ・虐待の具体的な状況 ・虐待の経過 ・緊急性の有無

障害者の状況

・障害者本人の氏名、居所、連絡先 ・障害者本人の心身の状況や意思表示能力

障害者と家族の状況

・虐待者の状況、虐待者と障害者の関係 ・その他家族関係

障害福祉サービス等の利用状況

・障害福祉サービス等の利用の有無 ・家族に関わりのある関係者の有無

通報者の情報

・氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

<留意事項>

通報者が焦っている場合

通報者に安心感を与えて落ち着かせることが大事ですが、聴き取る職員も慌てないことです。

相談者が「虐待」という言葉を使わない場合

障害者の状態など相談内容から虐待が推測される場合は、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

匿名による通報

通報者が名前を言うことを嫌がる場合があります。匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴く必要があります。

受付記録を詳細に作成しようとするあまり、通報者の話の流れを無視して項目を順番に埋めるような質問にならないよう、通報者の話の傾聴に努めます。

個人情報の保護

- ・ 相談や通報、届出によって知り得た情報や通報等に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のもので、守秘義務が課せられています。
- ・ 通報等の内容や通報者の情報は、外部に決して漏らさないことを伝えます。
- ・ 事務を委託された市町障害者虐待防止センターの職員についても、正当な理由なしに委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。

(注) 個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外規定。

「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」等。(個人情報保護法第23条)



Q 18歳未満の障害者に関する通報・届出があった場合、どの法令により対応すべきですか。

A 本法において、養護者による障害者虐待については、「18歳未満の障害者について行われるものを除く」とされています。(第7条第1項)

そのため、18歳未満の障害者に対する養護者による虐待については、本法による対応はせず、児童虐待防止法の仕組みによる救済が図られることとなります。

なお、18歳未満の時から児童に対する虐待として児童相談所等が対応していたものの、虐待が解消されないまま18歳に達したケースでは、障害者虐待防止法に基づく措置が必要になる場合も考えられますので、日頃から児童虐待に係る庁内の担当部局等と連携を図り、引継ぎの体制を整備しておく必要があります。

Q 65歳以上の障害者に関する通報・届出があった場合、どの法令により対応すべきですか。

A 高齢者関係施設等における障害者虐待については、高齢者虐待防止法が適用されますが、65歳以上の障害者に対する養護者による虐待については、本法の対象になると同時に高齢者虐待防止法の対象にもなります。

このように、虐待の内容によって対応が異なることから、円滑な対応のためには障害者虐待と高齢者虐待の担当部局、地域包括支援センターを始めとする関係機関で連携チームを作っておくなど、65歳以上の者に関する通報等への対応方法をあらかじめ協議しておくことが望まれます。このとき、将来的に福祉サービスを利用する場合は、原則として介護保険給付が優先されること等を踏まえて協議することが必要です。

Q 通報・届出があった場合、障害者の住所地の市町が対応するのですか。

A 原則として、障害者及び養護者の住所地の市町が対応します。

但し、住民票の住所と居所が異なる場合、障害者と養護者の住所が異なる場合などは、関係する市町で協議の上、日頃の相談支援や障害福祉サービスの利用等で障害者との関わりがあるなど、事情をよく把握している市町が中心となり連携・協力して対応します。



2 コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断

(1) 初動対応の決定

虐待に関する相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。この判断は、コアメンバー（担当市町職員及び担当部局管理職、委託先の担当職員）によって組織的に行うことが重要です。

なお、コアメンバーについては、緊急の事態に速やかに対応ができるよう事前に責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておく必要があります。

(2) 初動対応のための緊急性の判断

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに、受付者が担当部局の管理職（又はそれに準ずる者）に報告し、相談等の内容や、過去の通報や現在の支援内容等の情報があれば、それらをもとに判断を行います。

相談受理者が委託を受けた市町障害者虐待防止センター職員である場合には、市町障害者虐待防止センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、市町の担当部局に速やかに連絡することが必要です。

(3) コアメンバー会議において検討すべき事項

当該事案が虐待に当たるか否かの判断

- ・虐待の事実があったかどうかの判断は、客観的な事実に基づいて判断するため、障害者本人に自覚があるかどうか、また、養護者が一生懸命面倒をみているかどうかは問いません。
- ・「虐待があったかどうか明確に判断できない」場合は、過去の通報や支援内容など必要な情報を収集し、虐待の事実確認をするための調査を実施します。

緊急性の判断

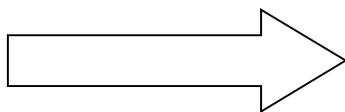
- ・虐待の事実があると判断した場合は、虐待の状況や障害者の生命や身体への危険性などから医学的措置や緊急措置の必要性を判断します。

ここで言う緊急性の判断とは、入所や入院といった一時保護のための措置を検討・実施すること。また、障害者の生命・身体の安全が確保できない場合に、立入調査の要否を検討することを指します。

「緊急性が高いと判断できる状況」

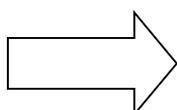
生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷、極端な栄養不良、脱水症状、衰弱が見られる。



入院の必要性を検討します。

- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報がある。
器物(刃物、食器など)を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される。
障害者本人が明確に保護を求めている。



施設への入所、親族宅の利用等による分離保護を検討します。

< 緊急性があると判断した場合 >

- ・ 早急に介入が必要であるため、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

(例)

身体障害者福祉法(第18条第1項、第2項)又は知的障害者福祉法(第15条の4、第16条第1項第2号)による施設への入所措置、立入調査など

< 緊急性がないと判断した場合 >

- ・ 緊急性がないと判断できる場合や情報が不足する場合は、その後の調査方針と担当者を決め、情報収集を行います。

初動期の対応の方針・内容

- ・ 障害者や養護者・家族等の状況確認の方法、関係機関への連絡や情報提供依頼、措置の適応、成年後見申し立て等を含みます。

< 留意事項 >

記録決定した内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。

時間外の対応

- ・ 障害者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日や夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制(時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等)を整備します。

通報者への報告

- ・ 通報者には守秘義務がないため、通報者への報告等は個人情報の保護や守秘義務の観点から慎重にする必要があります。但し、通報した人の中には、通報後も被虐待者を心配している方がいますので、問い合わせがあった場合には関係機関がきちんと対応している旨を知らせ、通報者が安心できるよう配慮します。また、通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。

今後の担当者の決定

- ・原則、複数体制とします。身体的虐待や介護・世話の放棄・放任が疑われる場合には、医療職（医師、看護師、保健師等）を加えることが有効です。

関係機関の確認等

- ・関係する機関ごとの役割分担や今後の方針を検討します。

3 事実確認と訪問調査

(1) 事実確認の実施

市町は、障害者に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実確認を行う必要があります。（第9条第1項）

事実確認に当たっては、虐待を受けている障害者の安全確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで、将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

訪問などによる事実確認の他、市町内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員など、当該障害者と関わりのある機関等からできる限り情報収集し、障害者の状況を客観的に確認するようにします。

事実確認で把握・確認すべき事項



虐待の状況（虐待の種類や程度 / 虐待の具体的な状況 / 虐待の経過）

障害者の状況（安全確認 / 身体状況 / 精神状況 / 生活環境）

（安全確認）

- ・緊急保護の可否を判定する上で、障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。

（身体・精神・生活状況）

- ・ 身体的外傷の状況を具体的に記録する。
- ・ 虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、様子を記録する。
- ・ 通院医療機関、障害福祉サービスの利用状況等を確認する。
- ・ 居室の様子等の生活環境を記録する。

障害者と家族の状況（人間関係／養護者や同居人に関する情報）

（障害者と養護者等の関係）

- ・ 障害者と養護者の法的関係や同居家族を把握する。
- ・ 障害者と養護者・家族・関係者等の人間関係（障害者への関わり方等）を把握する。

（養護者や同居人に関する情報）

- ・ 年齢、職業、性格、生活歴、虐待との関わり等を把握する。

障害福祉サービス等の利用状況

障害者が重症を負った場合や障害者又はその家族が、虐待行為を行った養護者等を刑事事件として取り扱うことを望んでいる場合などについては、警察との情報交換が必要と考えられます。

（２）関係機関からの情報収集

事実確認に当たっては、障害者本人のほか、利用している障害福祉サービス事業所等の職員、日頃から関わりのある支援者、民生児童委員及び庁内関係部局などから必要な範囲で情報収集します。

なお、通報・届出により虐待していると疑われている養護者以外の家族や関係者の中にも虐待者がいる可能性がありますので、誰から情報収集するのかについては、慎重に判断する必要があります。

関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・ 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・ 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・ 生活保護の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所との連携を図る）
- ・ 障害福祉サービスを利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所からの情報）
- ・ 医療機関からの情報
- ・ 警察からの情報
- ・ 民生児童委員からの情報



<留意事項>

- ・ 個人情報保護法第23条の第三者提供の制限の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業等との契約において包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合には、その旨を説明します。但し、相手側機関にも守秘義務規定があるので、それを保障することが必要です。
- ・ 情報収集とともに協力を依頼する場合など、通知内容に関する情報提供が必要なこともあります。その情報の取り扱いについては慎重にするよう注意を喚起します。

(3) 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障害者の自宅を訪問して障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが必要です。

但し、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、事前に訪問が拒否された場合には、その後の支援も受けられなくなるおそれがあります。このようなときは、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民等の協力を得ながら情報収集を行う等して、円滑に調査が行えるようにします。



<留意事項>

信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は、虐待を受けた障害者だけでなく、養護者・家族を支援するために行うものであることを十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

また、調査内容、調査の必要性、秘密は守られること（職員の守秘義務）等について説明します。

なお、虐待が行われているか判然としない状況で訪問するときには、いきなり「虐待」という言葉は使わない等の配慮も必要になります。

例えば、日常的に訪問している障害福祉サービス事業所や医療機関の職員に同行して状況を把握することも有効な方法として考えられます。

複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

（例）

- ・ **身体状況の確認時** ... 暴力や性的虐待等の事実確認のため衣服を脱ぐ必要がある場合は同性職員が対応する。
- ・ **養護者への聴き取り** ... 第三者のいる場所では行わない。
- ・ **障害者の権利について** ... 養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、担当部署の連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところで、封筒に入れる等の配慮を行う。

医療職の立会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が予想される場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職（医師、看護師、保健師等）が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

柔軟な調査技法の実施

養護者自身が援助を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、深刻な虐待で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある等の場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります（受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられます）

調査に当たっては、障害者や養護者の状況を判断しつつ、障害者の安全確保を第一に、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。虐待を受けた障害者への聴き取り調査は、第三者に話の内容が聞かれることがないように、本人が安心して話すことができる環境に配慮する必要があります。

また、面接により事実確認を行う場合、質問の仕方によっては答えを誘導してしまうことが知られています。特に、知的障害者の場合、誘導の影響が大きくなることが明らかになっているため、面接に関する専門的な研修を受講し、知的障害者からの聴き取り調査について基本的な知識や経験を身につけるとともに、事案によっては訓練を受けた専門家が必要に応じて面接に対応できる体制を整えておくことが必要です。

調査の継続性の確保

調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。



Q 通報・届出を受けてから事実確認の実施までの時間の目安はありますか。

A 市町は、障害者虐待の通報・届出を受けたときは、速やかに当該通報・届出に係る事実の確認のための措置を講じなければなりません。(第9条第1項)

「速やかに」は、何時間以内といった具体的な期限を示すものではありませんが、事例によっては緊急の対応が必要な場合もあると考えられますので、休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに対応することを原則とします。

なお、児童虐待対応においては、「48時間以内の目視による安全確認を原則とする(平成22年9月30日、厚生労働省課長通知)」ことが義務づけられており、本県においては24時間以内の安全確認を目標にしています。

また、高齢者虐待対応においては、24時間以内あるいは48時間以内といった基準を設けて対応している市町があります。

Q 訪問調査について理解を得るために、障害者、養護者、家族等に対してどのような説明をすればよいですか。

A 訪問調査は、虐待を受けた障害者だけでなく、養護者・家族を支援するために行うものであることを十分に説明します。

また、調査内容、調査の必要性、秘密は守られること(職員の守秘義務)等について説明します。

その後の支援を円滑に進めるためにも、障害者、養護者・家族との信頼関係を築くことが重要です。



Q 障害者に対する虐待が明確でない場合は、どう対応したらよいですか。

A 虐待が明確でない場合も、虐待があるかもしれないという認識の下、できる限り本法の取扱いに準じた対応をしていくことが必要です。

また、虐待ではなかった場合でも、医療や経済状況等生活に支障が生じている場合には、関係機関に引き継ぐなどをして、その障害者及び家族が安心した生活をしていけるような関わりをすることが必要です。



Q あざや外傷が残っていない場合等、明らかな身体的虐待として判断できない場合は、どうしたらよいですか。

A 時間の経過等によっては、あざや外傷が残っていないことが考えられます。

そのような場合は、被虐待者である障害者やその周囲の人からの聴き取り等の情報を照らし合わせながら、事実確認を正確に行い、虐待に該当するかどうか判断する必要があります。

Q 言葉による暴力や脅し等は確認することが難しいですが、こうした場合、心理的虐待を単独で判断することはできますか。

A 精神的な苦痛は、障害者の受け止め方や、長年の家庭関係等に影響されますが、最終的には、障害者の気持ちを確認し、おびえていたり、精神的に苦痛を感じている場合には、虐待として必要な対応を行うことが求められます。

また、心理的虐待の背後には他の虐待が潜んでいる可能性があります。

そのため、障害者が精神的に苦痛を感じている場合には、障害者の権利が侵害されている疑いがあるとして、正確に事実確認を行うことが重要です。

(4) 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つであり、障害者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、緊急な介入が必要となる障害者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

関わりのある機関からのアプローチ

当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員等から養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病があったり体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要なときもあります。また、障害者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認や市町障害者虐待防止センター等へのつなぎに協力していただくなどの方法も考えられます。

訪問場所の工夫

障害者が医療機関や障害福祉サービス事業所等を利用する際に聴き取りを行うことが考えられます。

訪問日時の工夫

障害者、養護者・家族等が在宅・不在の日時を確認し、日時を選んで訪問することが考えられます。



Q 被虐待者、あるいは保護者が介入を拒否する場合は、どうしたらよいですか。

A 本法第11条において、被虐待者の生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあると認められるなど緊急を要する場合は、立入調査をすることができるとされています。

つまり、被虐待者、あるいは保護者が介入を拒否する場合であっても、緊急を要する状況であれば、「障害者の安全と安心の確保」を最優先とします。

但し、それ以外の場合は、まずは、被虐待者、あるいは保護者との信頼関係を築くことに重点をおきましょう。そして、支援者側が心配していること、支援が必要な理由等を丁寧に説明していくとともに、なぜ介入を拒むのか真意を把握していくことが重要です。その際は、被虐待者、あるいは保護者と面識があり、信頼しているスタッフが介入していくことも必要です。

また、場合によっては、被虐待者、あるいは保護者の最も信頼している人から説得してもらったり、生活や病気等、被虐待者、あるいは保護者の困りごとに対する支援の側面から介入したり、当面、関係機関や地域の民生児童委員等で見守りを図るなど工夫をしていくことが大切となります。

4 個別ケース会議の開催

訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、市町障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています。

(第9条第1項)

具体的には、個別ケース会議において事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討する必要があります。

市町が、やむを得ない事由による措置を行った場合は、必ず個別ケース会議を開催し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用や成年後見制度の活用等速やかな支援を行えるよう努めます。

(1) 個別ケース会議の開催

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、障害者虐待への対応の中で中核をなすものです。

市町はまず、市町障害者虐待対応協力者を、個別ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、事案対応メンバー及び専門家チームに分類しておく必要があります。

個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、会議の開催については、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要となることも考えられます。



個別ケース会議メンバー構成（例）

コアメンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止事務を担当する市町職員及び担当部局管理職（事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む） ・ 事案対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市町担当部局管理職は必須。
事案対応メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を招集する。メンバーは事案によって替わるが、行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等。
専門家チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の事案に応じて、警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等。

個別ケース会議の実施に当たっての業務

事案対応メンバー、専門家チームへの参加要請

事案のアセスメント

援助方針の協議

支援内容の協議

関係機関の役割の明確化

主担当者の決定

連絡体制の確認

会議録、支援計画の作成

会議録、支援計画の確認

参加メンバーによる協議



< 留意事項 >

- ・ 虐待事案の支援にあたっては、虐待対応における支援課題を明確にします。
- ・ 支援対象者は、障害者とともに、養護者やその他家族も含まれます。
- ・ アセスメントは情報を収集し分析していく過程ですが、虐待の有無の判断にとどまらず、虐待がなぜ起こっているのかを考慮することが必要です。
- ・ 被虐待者側の要因、虐待者側の要因、その他家族、親族側の要因・近隣住民等

の要因、福祉・介護・保健・医療・就労等関係者の側の要因、その他社会との関係など、さまざまな要因と、その関連性を考える必要があります。

- ・ アセスメントでは、どのような要因が、それぞれにどのような関連性を形成し、それが虐待という状況を生起させているかを理解する必要があります。

こうした判断は、担当者1人で行うのではなく、支援チームで行うことが重要であり、そうすることで総合的で妥当性の高いアセスメントを実施することが可能となります。

(2) 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障害者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが最も優先されます。虐待の程度を把握し、今後の進行を予測するなど、様々な視点からの検討が必要となりますので、個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合いの判断を行うことが必要です。

支援の度合い

障害者虐待は、大きくは以下の3段階に分けることができますが、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることを踏まえ、早期にかつ適切に判断し対応することが望まれます。

見守り(観察)・予防的支援
相談、調整、社会資源活用支援
保護・分離支援



5 立入調査

障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をすることができるとされています。

(第11条第1項)

また、立入調査の際には、障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点

から、必要に応じて適切に、障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています。(第12条)

立入調査は第33条に規定する市町障害者虐待防止センターへの委託事項には含まれませんので、立入調査は、市町職員が行うことに留意する必要があります。正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処されることとされています。(第46条)

立入調査が必要と判断される状況の例

- ・ 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- ・ 障害者が居所内において、物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ・ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断される時。
- ・ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど、非協力的な態度に終始しているとき。
- ・ 障害者の不自然な姿、けが、栄養不足、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者との関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- ・ 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- ・ 入院施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- ・ 養護者の言動や精神状況が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ・ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要

と判断されるようなとき。

- ・ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上、問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。



立入調査における関係機関との連携

立入調査の執行にあたる職員

- ・ 予想される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・ 市町担当部署の職員が行い、委託された市町障害者虐待防止センターの職員だけでは実施できません。
- ・ 担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。

警察との連携

- ・ 障害者虐待防止法では、警察署長への要請等についての規定が設けられており、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を帰する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています。(第12条第2項)
- ・ 養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、市町職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに「障害者虐待事案に係る援助依頼書」を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

立入調査そのものは、市町が法に基づいて主体的に実施するもので、警察官の職務ではありません。警察官は、市町による職務執行が円滑に実施できるようにすることを目的とし、市町職員が養護者から物理的な抵抗を受けた時に備えるものです。

< 警察官職務執行法による措置の例 >

- ・ 保護（警職法第3条）
病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要する者を、取りあえず警察署、病院等の適当な場所において保護すること。

- ・ 罪の予防及び制止（警職法第5条）
犯罪がまさに行われようとするのを認めたとときに、その予防のため関係者に必要な警告を発し、急を要する場合にその行為を制止すること。
- ・ 立入（警職法第6条）
危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を援助するために、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地、建物の中に立ち入ること。

その他の関係機関との連携

- ・ 養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、保健師や精神保健福祉士等の同行も考えられます。
- ・ 事前情報によっては、入院を要する事態を想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。
- ・ 養護者や家族との関わりのある親族等に、同行や立会いを求めることも有効な場合があります。

立入調査の実施方法や留意事項



身分証明書の携帯と提示

- ・ 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。（第11条第2項）

立入調査の執行

- ・ 養護者等に事前に知らせる必要はありません。

立入調査のタイミング

- ・ 個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討を要します。

養護者の立入拒否の場合

- ・ 例えば、養護者がドアを開けないなどの拒否的な場合には、住居への立入りを許されている親族等の協力を得て、玄関を開けてもらうことを検討します。

立入調査時の対応と留意点

- ・ 養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。又、障害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

保護の判断と実行

- ・ 障害者の身体的な外傷等の観察
障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。又、障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。
- ・ 居室内の写真による記録
障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で、写真等の活用を含めて記録してきます。
- ・ 緊急入院又は各法による措置
障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

障害者と養護者の緊急な分離が必要でないと判断されたとき

障害者と養護者とを緊急に分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを素直に伝え、養護者の心

情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。



調査記録の作成と関係書類の整備

立入調査後は、調査記録を作成します。

関係書類については、障害者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

Q 立入調査を拒否された場合、どうすればよいですか。

A 立入調査は、養護者や障害者に拒否されたとしても実施



することができます。このとき、養護者等と多少摩擦があったとしても、障害者の保護を優先して実行に踏み切ることが必要です。

養護者等が正当な理由なく立入調査を拒んだ場合は罰則が適用されますので、権限の行使にあたっては罰則を背景に立入調査を強く求めることも考えられます。(第46条)

なお、立入調査の権限を行使するといっても、鍵やドアを壊したり、窓ガラスを破って立ち入ることが認められるわけではありません。

また、住居への立入りを許されている親族等に協力を求め、鍵を開けてもらうことは問題ありませんが、管理人の合鍵を利用して住居に立入ることは、管理人に住居に立入る権限がないため、許されません。

6 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとならば重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、速やかに市町担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や消防、必要が認められるときには警察への通報も行います。

(1) 障害者の保護（養護者との分離）

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとならば重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合があります。

< 迅速な対応 >

事案によっては、可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には、直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに、対応することを原則とする必要があります。

< 保護・分離の要否判断 >

障害者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は、担当者個人ではなく、市町としての決定であることが重要です。そのため、個別ケース会議等を通じ、関係機関・関係者との連携を含め、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

< 保護・分離の手段 >

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

障害者の心身の状況や地域社会資源の実情に応じて、保護・分離の手段を検討することが必要となります。



(2) やむを得ない事由による措置

やむを得ない事由による措置を行う場合

- ・ 保護や分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町による「やむを得ない事由による措置」があります。
- ・ 障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条第1項及び第2項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置）、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置）の措置を講ずることが規定されています。

また、当該障害者が、身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています。（第9条第2項）

虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市町は養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必

要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています。

(第10条)

居室を確保するための措置

地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援の活用が考えられます。



Q 居室として適当な施設等はどのようなものですか。

A 本条の居室は、障害者を一時的に保護する場合に利用するものになりますので、適当な施設としては、入所施設、グループホーム等が考えられます。

虐待を受けたために一時保護が必要になる障害者については、障害の種類、程度、特性がそれぞれ全く異なることが想定されます。また、事案によっては虐待者が障害者を連れ戻しにくること等も想定されます。そのため、可能な限り、それぞれの障害者の状況に合わせて、必要な支援ができる施設等を選定することが重要です。暮らしの場としての要素が強く、夜間、世話人がいなくなるグループホーム等の場合、虐待者からの保護という観点で十分な環境といえるかどうかの検討が必要になるとともに、他の入居者との関係での配慮も必要です。

なお、実際の一時保護先となる場所は、施設等に限られません。ケースによっては、一時保護先として、親族・友人宅等を利用することも考えられます。

重篤な身体的外傷、脱水症状、栄養失調、衰弱が見られるケースや、精神症状が悪化しているケースでは、入院の必要性を検討し、入院の形で一時的に医療機関に保護することも考えられます。

面会の制限

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるかとされています。
(第13条)



面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況の例

- ・ 保護した障害者が施設等の環境に慣れ、施設職員への信頼が生まれ、安心して生活できるようになるまでに一定の期間を要すると考えられる場合。
- ・ 情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できていない場合など、情報がそろったまでの一定期間。
- ・ 障害者が養護者との面会を望んでいない。又は、面会することによって障害者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合。
- ・ 養護者の過去の言動や、障害者と養護者の関係性から、強引に障害者を自宅へ連れ戻すことが予測される場合。



< 面会要望に対する基本的な対応 >

虐待を行っていた養護者からの面会の申し出があった場合は、本人の意思を確認、客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、個別ケース会議等で面会の可否に関する判断を行います。その際には、障害者の安全を最優先することが必要です。

なお、面会可能となった場合でも、施設職員や市町職員の同席や面会時間の制限、別の場所で面会する等、状況に応じた対応が基本となります。

面会制限中も、養護者が障害者への接触を求めてくることが予想されます。面会を強要してくる場合や、強引に自宅へ連れ戻そうとする場合、養護者が施設の職員等に対して暴力を振るったり、物を壊したりすることなども想定し、事前に対応を検討しておく必要があります。

例えば、市町担当部局と施設等の間で、養護者が施設等に現れたときの対応を協議しておくことや、事前に警察と相談し、養護者が暴力を振るうなどしたときに、すぐ対応してもらえる体制を整備しておくことが考えられます。また、面会制限の判断をした場合は、障害者の居所等に関する秘密の保持に留意します。

面会制限の解除の判断をする際に確認すべきことの例

- ・ 障害者に、養護者との面会の意思があるか。
- ・ 障害者の心身の状態は、客観的に見て安定しているか。
(養護者の話題を出しても、話をそらしたり、怯えたり、不安がったりする様子がないかなど)
- ・ 養護者の態度や生活状況が改善できたと判断できる根拠があるか。

養護者との面会の意思や心身の状態は、一時保護先の施設等から情報を収集するとともに、障害者が利用している障害福祉サービス事業所等の職員、日頃から関わりのある支援者に協力を求めるなど、できるだけ正確に障害者の状況を確認するようにします。



<施設側の対応について>

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができますが、その際には、市町と協議を行うことが望ましいと考えられます。「やむを得ない事由による措置」を採った市町は、事前に養護者からの面会があった場合の対応について指示しておく必要があります。

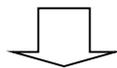
また、措置継続中は、市町と障害者支援施設とは、定期的に協議を行い、面会の希望時の対応を確認しておく必要があります。

< 契約入所や入院の場合 >

虐待を受けた障害者が契約による施設入所や入院した場合については、面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、養護者等と面会することによって障害者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、養護者に対して面会できる状況にないことを伝え、説得する必要があります。それでもなお面会を求めてくる場合は、施設・病院等の管理者の協力を得て、施設の管理権に基づいて施設内への立入りを拒否し、面会を制限することも必要です。

施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、「年金等の財産の使い込み」や「通帳引き落としの強要」、「自宅への引取りの強要」、「暴言等の虐待」を繰り返すような場合には、養護者による虐待を防ぐための支援を講じる必要があります。



日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげるなどの対応を図る必要があります。

措置後の対応

措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

保護された障害者が、特に介護の必要がなく自立している場合などには、施設的环境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となります。可能な限り障害者本人の意思を尊重する

とともに、経済状況や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

法第41条（障害者虐待を受けた障害者の自立の支援）

国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居所の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

この他にも、年金の搾取等経済的虐待が行われていた場合には、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を確認したり、口座を変更し、障害者の年金を保護するなどの対応が必要な場合もあります。

年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

- ・年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への情報提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られています。

しかし、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）により、年金搾取や介護放棄などの虐待を受けているおそれがある事案について、自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました。（平成26年10月1日施行）

但し、本人に意思能力があり、同意を得ることができる場合には、年金個人情報の提供はその同意によります。



措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定によって措置する施設に一時入所した障害者の措置が解除される例としては、次の例が考えられます。

自立した生活に移行する場合

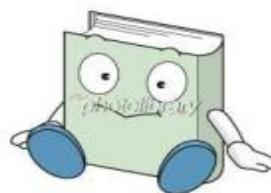
- ・保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合。

家庭へ戻る場合

- ・関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合。但し、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

障害福祉サービスの申請等による契約入所の場合

- ・保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合や、成年後見制度等に基づき、本人の代理となる後見人等によって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合。



住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止（虐待被害者の保護を図る観点）

虐待を受けた障害者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（高齢者虐待、障害者虐待の被害者も該当）についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第12条第6項）があるものとして閲覧等が拒否されます。

また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

7 養護者（家族等）への支援

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導助言その他必要な措置を講ずることが規定されています。（第14条第1項）

虐待が起こる原因として、障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。

虐待事案に対応する際には、虐待を行っている養護者（家族等）も何らかの支援が必要な状態にあると考えて、次の視点に立って対応し、支援していくことが必要です。



養護者（家族等）への支援の視点

- ・養護者との間に信頼関係を確立します。

養護者を含む家族全体を支援するという視点に立って、養護者との信頼関係を築いていきます。また、できれば、障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることを検討します。

- ・家族関係の回復・生活の安定を図ります。

援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、家族関係の回復や生活の安定につなげていきます。

- ・養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図り、ねぎらいます。

短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

また、介護をしている養護者に対する周囲の何気ない一言が養護者を精神的に追い詰めてしまうこともあります。支援者を含め、家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

- ・養護者への専門的な支援を行います。

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合等は、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。



Q 虐待を受けた障害者と養護者の言い分が、かみあわず、支援が難しいケースにはどうしたらよいでしょうか。

また養護者支援で気をつけることはどのようなことでしょうか。

A 障害者の支援と虐待をした養護者への支援は別の担当(チーム)で行うという視点が重要です。一つの担当(チーム)が行うと、それぞれの利益が対立して問題の整理が難しくなります。

養護者支援のポイントとしては、

- ・家庭内で疾病を抱えているものはいないか、介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係等、様々な要因が絡み合っている場合があります。常に、養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する必要があります。
- ・家庭内の様々な要因に対して、支援をすべき関係機関につなぎ、支援が提供されるように働きかけましょう。虐待対応ケース会議に参加してもらうなどして、共に支援方針を作ったうえで役割分担する方法が適切です。

8 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町長による成年後見制度の利用開始の審査請求を行うことが定められています。(第9条第3項)

平成24年4月からは、市町における地域生活支援事業で成年後見制度利用支援事業が必須事業化されました。そのため、市町は成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精

神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要になります。



法定後見制度は、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度等本人の事情に応じて適切に制度を選び、審判の申し立てを行います。

当該申し立てについては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市町申し立ての場合に4親等内の親族全てを調査することは膨大な時間と労力を要することから、基本的に、2親等内の親族の存否と意向を確認すれば足りるとされています。但し、虐待の場合、2親等内の親族がいても申し立てに反対することもありますので、本人の保護を図るため必要があると判断されれば、市町が積極的に申し立てを行う必要があります。

他方、2親等内の親族がいなくても、3親等又は4親等の親族がいることが容易に判明し、その親族が申し立てをする意思が明らかな場合は、過度の介入を避ける必要があります。

Q 審判の請求（市町申し立て）をするのはどのようなケースですか。

A 成年後見制度を活用する具体的な場面としては、以下のようなケースが想定できます。

経済的虐待等の場面で、障害者の生活（医療・介護等）のために、年金等の収入や資産を確保する必要がある場合。

やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合。

経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合。

Q 成年後見人にはどのような人が選任されるのですか。また、成年後見人は本人の財産を自由に処分できるのですか。

A 本人のためにどのような支援が必要になるか等の事情に応じて、家庭裁判所が成年後見人を選任しますが、親族、法律・福祉の専門家その他の第三者の他に、福祉関係の公益法人等が選ばれる場合があります。

家庭裁判所は、成年後見人に対して、定期又は随時に後見事務に関する報告を求めたり調査したりして、本人の利益が十分保護されているかどうかという観点から後見人の職務を監督します。

また、後見人は、本人の生活状況の大きな変動（転居等）や財産処分、高額な物品の購入などの場合は、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることとなります。

成年後見制度とは別に、都道府県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」も実施されており、これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

Q 日常生活自立支援事業はどのように活用すればよいですか。

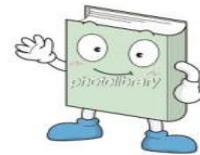
A 日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

障害者虐待では、知的障害者、精神障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害などの事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援の一つとして本事業の活用は有効です。

< 成年後見制度と日常生活自立支援事業 >

「成年後見制度」は、判断能力が著しく低下している人などに、日常的な生活援助の範囲を超えた財産管理や施設の入退所などの法律行為（契約）について援助するものです。

「日常生活自立支援事業」は、判断能力は多少劣るけれども、契約内容は理解できる人などに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行うというものです。原則として、市町の社会福祉協議会が窓口となっています。



Q 被虐待者の財産の保全・管理に当たって留意すべき事項は何ですか。

A 年金や貯金を障害者の意思・利益に反して使用したり、障害者の財産を無断で処分するなどの経済的虐待が行われている場合には、財産の保全・管理を適正に行うため、市町は成年後見制度の積極的な活用を進める必要があります。但し、成年後見等の申し立てをした場合、成年後見人等が選任されるまでに約3か月ほどの時間を要することから、その間に、障害者の財産が侵害されるおそれのある場合等は、成年後見の申し立てと同時に、「審判前の保全処分」の申し立てを行うことになります。

9 モニタリングと虐待対応の終結

(1) モニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。

モニタリングの事項

- ・ 市町担当職員や相談支援専門員等の定期的な訪問の継続
- ・ 支援・サービスなどの実施状況の確認
- ・ 障害者や養護者の状況把握・再評価
- ・ 支援課題の達成状況の評価、支援課題の変化の確認
- ・ 関係機関との連携による対応・定期的な情報交換
- ・ 再アセスメント・支援方針の修正

(2) 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として相談支援事業所等に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。



10 財産上の不当取引による被害の防止

障害者虐待防止法では、市町は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、又は消費生活業務担当部署や関係機関を紹介することが規定されています。(第43条第1項)

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター・リーガルサポート、弁護士等



Q 親族や養護者ではない人からの財産侵害への対処

(事例)

私の隣に住んでいる C さんは知的障害者で、毎日少し離れた所にある作業所にバスで通っています。そんな C さんに友達ができ、たまに C さん宅を訪れることもあるようです。そこまではよかったのですが、C さんは、その友達から頼まれて頻繁にお金を貸しているようです。お金はほとんど返してもらっていないとのことで、C さんのために親が貯めてくれていた蓄えもなくなったようです。ところが、その友達は、年金を担保にすればお金を借りることができるという、「今度、一緒に銀行に行こう」と言っているようです。障害者虐待防止法で対処することはできないのでしょうか。

A C さんの友達は、たまに C さん宅を訪れる程度のようなので、障害者を現に養護している者とは言えず、障害者虐待防止法の養護者には当たりません。そのため、この友達について障害者虐待防止法上の経済的虐待として対応することはできません。

しかし、C さんと友達との間のお金の貸し借りは、財産上の取引で、しかも、友達は知的障害者の C さんから不当に財産上の利益を得ようとしていることが容易に推測できます。このような財産上の不当取引による被害を防止することは市町の責務です。(法第 43 条)

本事例の場合、障害年金を担保にお金を借りようとしていますので、弁護士等の専門家に相談して年金証書を預かる措置を取るよう C さんに働きかけることも大切です。そのうえで、必要に応じて日常生活自立支援事業の財産管理サービスを利用したり、場合によっては成年後見制度につなげることも考えられます。